

43.24

二以上の事項について補正を命じた場合に複数の手続補正書をもって補正が行われたときの手続補正書の取扱い

一の手続補正指令書により二以上の事項について補正を命じた場合において、補正を命じた全事項について、同時に複数の手続補正書をもって補正が行われた場合は、一部の手続補正書を不適法な手続として却下（特18条の2第1項^{*1}）するときであっても、他の欠陥の補正と独立して補正が可能な欠陥についての手続補正書は受理する。

また、複数の手続補正書が異なった日に提出された場合においても、先に提出された手続補正書を不適法な手続として却下としていないときについても同様に取り扱う。

なお、これらの場合は、その却下理由通知書において他の手続補正書は受理した旨を「なお書き」で記載する。

（改訂平成23・11）

^{*1} 特18条の2第1項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項において準用